

第3回 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議
議事要旨

1. 日 時 令和6年6月27日（木）15:00～16:15
2. 場 所 紀尾井カンファレンス セミナールームC,D
3. 出席者 別紙1のとおり
4. 議 事 別紙2のとおり
5. 議事概要

- 冒頭、国土交通省住宅局長より挨拶
- 国土交通省住宅局建築指導課長より資料1について説明
- 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官より資料2について説明
- 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）より資料3について説明
- 各団体からの意見、要望等は以下のとおり

【全国住宅産業地域活性化協議会】

- ・令和7年4月に改正法が全面施行とこれまで伝えてきている中、壁量基準等の経過措置について、エンドユーザー側にはどのような説明をしたら良いか。
 - 国土交通省より、「新基準で対応していただくことが大原則であり、やむを得ない事情がある場合に限って経過措置が適用されるものと想定している。この場合、既存不適格となる可能性があることを認識していただく必要がある。」と回答
- ・すべての住宅・建築物で省エネ基準適合義務化となるが、省エネ適判を受けた後に熱源機種などの変更が生じる場合には、どのような対応が必要か。
 - 国土交通省より、「非住宅の場合と同じ運用で、エネルギー消費性能が変わらない、もしくは上がるのは明らかな場合は、軽微変更説明書を提出していただくなどの軽微な変更の手続きとなる。再適判が必要となるのは、用途変更や計算・評価方法が変わった場合のみとなる。」と回答

【JBN・全国工務店協会】

- ・関係団体等による説明会・講習会実施の依頼を受けて、当協会でも始めていこうと考えているが、国交省からの講師養成のための講師派遣やテキスト提供を要請するにあたって、追加で当協会用に資料作成をお願いするなどの細かい調整はできるのか。
 - 国土交通省より、「テキストは今後国の講習会で使用する省エネ関係や4号の壁量基準等の見直し関係のマニュアルをイメージしており、追加の資料作成に係る費用までの負担はできないが、個別に資料作成を進めていただく中で疑問等が生じた場合には、ご相談いただければ可能な範囲で対応したい。」と回答
- ・建築士サポート体制での相談は、規模や新築・既存にかかわらず、受けることは可能か。
 - 国土交通省より、「原則としては3年目施行の省エネ義務化や4号特例見直しに係る相

談が対象と考えているため、現４号から新２号に至る２階建ての木造住宅が主になると考えている。」と回答

【日本建築行政会議 指定機関部会】

- ・ 今回の法改正で審査・検査が増大するが、建築副主事の創設や指定機関指定準則の改定、省エネ基準適合への住宅性能評価書の活用による合理化など、幅広く検討いただき、感謝したい。
- ・ 特定行政庁の確認審査・検査の技術力確保や計画通知の指定機関活用に伴う手数料額・消防手続きの課題、旧壁量基準等の１年間の並行運用の経過措置による影響などについて、当部会としても、引き続き整理し、今後の活動につなげていきたい。

○国土交通省住宅局大臣官房審議官より閉会の挨拶

以上